

宇多津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 18,207	千円 6,179,416	千円 358,231	千円 1,025,669	% 16.6	% 15.8

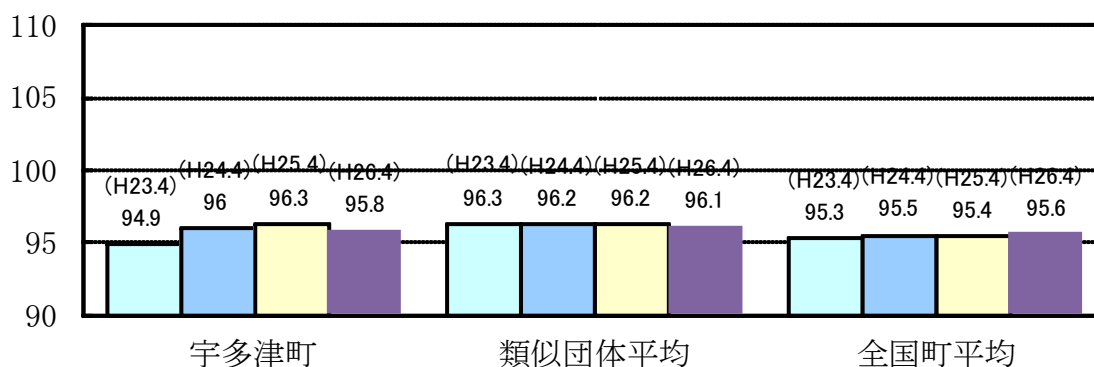
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 115	千円 449,009	千円 57,489	千円 164,952	千円 671,450

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,839	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇多津町	45.4歳	335,306円	384,826円	372,284円
香川県	44.4歳	340,550円	415,080円	364,823円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

② 技能労務職

区分						民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する似 職種	平均年齢	平均給与 月額
宇多津町	46.5歳	20人	310,299円	331,970円	318,649円	—	—	—
うち用務員	42.8歳	3人	309,867円	325,600円	319,700円	用務員	54.3歳	199,300円
うち清掃職員	47.7歳	15人	311,559円	337,173円	320,726円	廃棄物処理 従業員	44.7歳	288,100円
香川県	52.8歳	39人	335,743円	365,587円	349,644円	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（H23～25年の3年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		宇多津町	香川県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	133,100円	-
	中学卒	126,800円	125,400円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

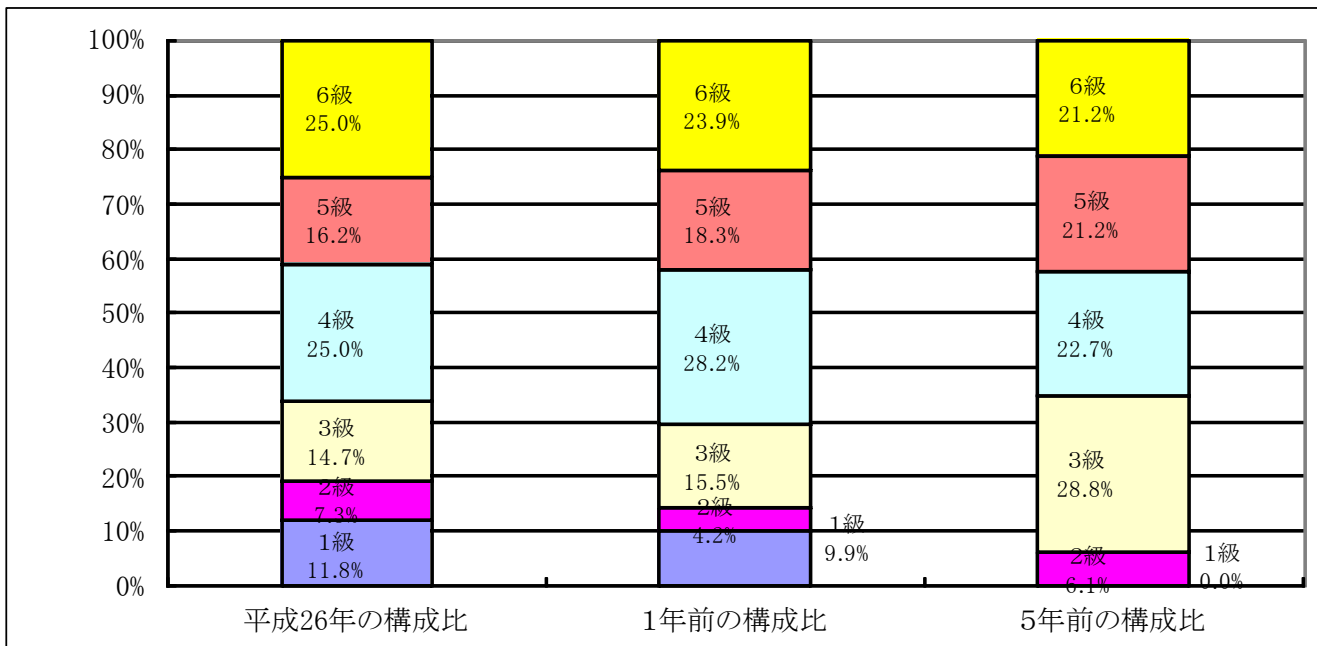
区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大学卒	271,400円	320,200円	393,500円	403,300円
	高校卒	-円	-円	-円	363,800円
技能労務職	高校卒	195,500円	273,300円	350,600円	-円
	中学卒	-円	-円	309,300円	344,400円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・主事・保育士・教諭	8人	11.8%	135,600円	243,700円
2 級	・主任主事 ・相当高度な知識又は経験を必要とする保育士 ・相当高度な知識又は経験を必要とする教諭	5人	7.3%	185,800円	307,800円
3 級	・主査 ・高度な知識又は経験を必要とする保育士 ・高度な知識又は経験を必要とする教諭	10人	14.7%	222,900円	354,700円
4 級	主任・主任保育士・主任教諭 ・係長	17人	25.0%	261,900円	388,300円
5 級	副所長・副園長・所長・園長 ・副主幹・課長補佐	11人	16.2%	289,200円	400,600円
6 級	課長	7人	25.0%	320,600円	422,600円

- (注) 1 宇多津著の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

宇多津町職員人事考課制度実施要領に基づき、考課基準日である6月1日、12月1日における点数の平均点により、昇給へ勤務成績を反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇多津町	香川県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,455千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,584千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

宇多津町職員人事考課制度実施要領に基づき、考課基準日である6月1日、12月1日における点数の平均点により、昇給へ勤務成績を反映させている。

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

宇 多 津 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20% 加算)			定年前早期退職特例措置 (2～45% 加算)		

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		3 3 0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		2 7 , 5 3 3 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		9 . 6 %	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	伝染病防疫作業に従事する職員が伝染病の発生又は発生のおそれがある場合で伝染病患者若しくは疑いのある患者の救護等の作業又は家畜に対する防疫作業	500円以内/件 (1件増すごとに200円)
用地交渉等業務手当	一般行政職	職員が土地の取得、又は漁業権に係るものに関して現地で交渉に従事	1,000円/日 (深夜1,300円)
行旅病人等収容作業従事職員特殊勤務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に従事	500円以内/件 (死亡1,000円以内/件)
自動車等整備手当	技能職	公用車の運転及び整備業務に従事	3,000円以内/月
犬、ねこ等死体収容作業従事職員特殊勤務手当	技能職	住民生活課に勤務する職員にして、犬、ねこ等死体収集作業に従事	700円/件
一般職の職員で町長において特に必要と認められるものの特殊勤務手当	一般行政職	職員がその職務を遂行するにあたり著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事	給料月額 \times 3/100以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	15,655	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	201	千円
支給実績（24年度決算）	14,008	千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	177	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,500円、1人(配偶者なし)11,000円、特定期間加算5,000円	同		千円 11,569	円 251,500
住居手当	12,000円を超え23,000円以下(家賃-12,000円)、23,000円を超え55,000円未満(家賃-23,000円×1/2+11,000円)、家賃55,000円以上(27,000円)	同		千円 3,012	円 273,818
通勤手当	略	同		3,802千円	60,349円
管理職手当	本庁の課長60,300円 本庁の課長補佐39,300円	異	左記のとおり	千円 20,133	円 610,091

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料	月額	等
給料	町長	769,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	854,000円 / 319,000円
	町副長	596,000円		710,000円 / 441,000円
報酬	議長	365,000円		420,000円 / 226,500円
	副議長	336,000円		360,000円 / 180,000円
	議員	320,000円		345,000円 / 157,000円
期末手当	町副長	(25年度支給割合)	2.95月分	
	副議長	(25年度支給割合)	2.95月分	

退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×17.52	13,472,880円	任期ごと
		給料月額×10.56	6,293,760円	任期ごと
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

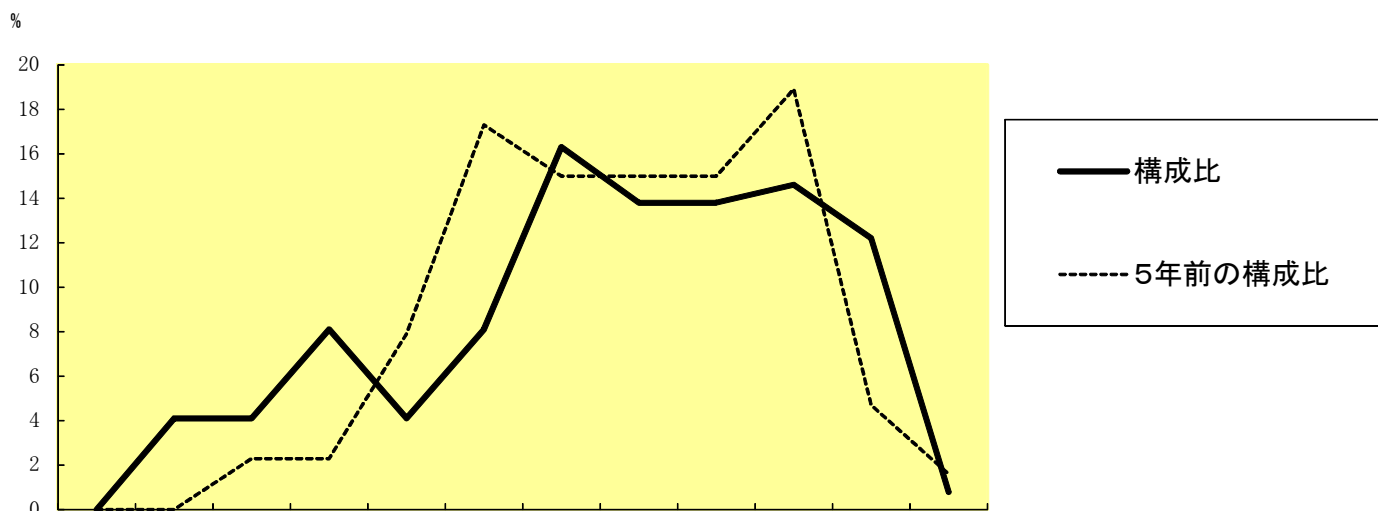
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		事務統合縮小△3 その他△1業務増(1)
		総務	26	23	△3	
		税務	8	8		
		労働	1	1		
		農林水産	2	1	△1	
		商工	6	7	1	
		土木	8	8		
		民生	24	25	1	
	衛生	23	21	△2		
		計	99	95	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.37人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.03人)
	教育部門	16	16			
	小計	115	111	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.01人)	
公営企業等部門	小計	上水道	3	3		
		下水道	4	4		
		その他	5	5		
	合計	127	123		<参考> 人口1万人当たり職員数 67.80人	
		[136]	[136]	[136]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	5人	5人	10人	5人	10人	20人	17人	17人	18人	15人	1人	123人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	99	102	99	96	99	95	△4(4%)
教育	17	17	19	17	17	17	-(%)
消防							(%)
普通会計計	116	119	118	113	116	112	△4(3.4%)
公営企業等会計計	12	12	12	12	12	12	-(%)
総合計	128	131	130	125	128	124	△4(3.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。